

第4章

施策の展開

第1節 施策の体系

第2節 各施策について

第1節 施策の体系

教育目標を実現するため、5つの基本方針を踏まえ、4つの施策展開の分野から、12の施策を展開します。

分野1 学校教育

子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に対応できる力を養うことができるよう、豊かな心、確かな学力及び健やかな体の育成を目指した施策を展開します。

分野2 学校環境

学校経営・人材育成・施設整備など、学校教育をソフト・ハード面から支援する施策を展開します。

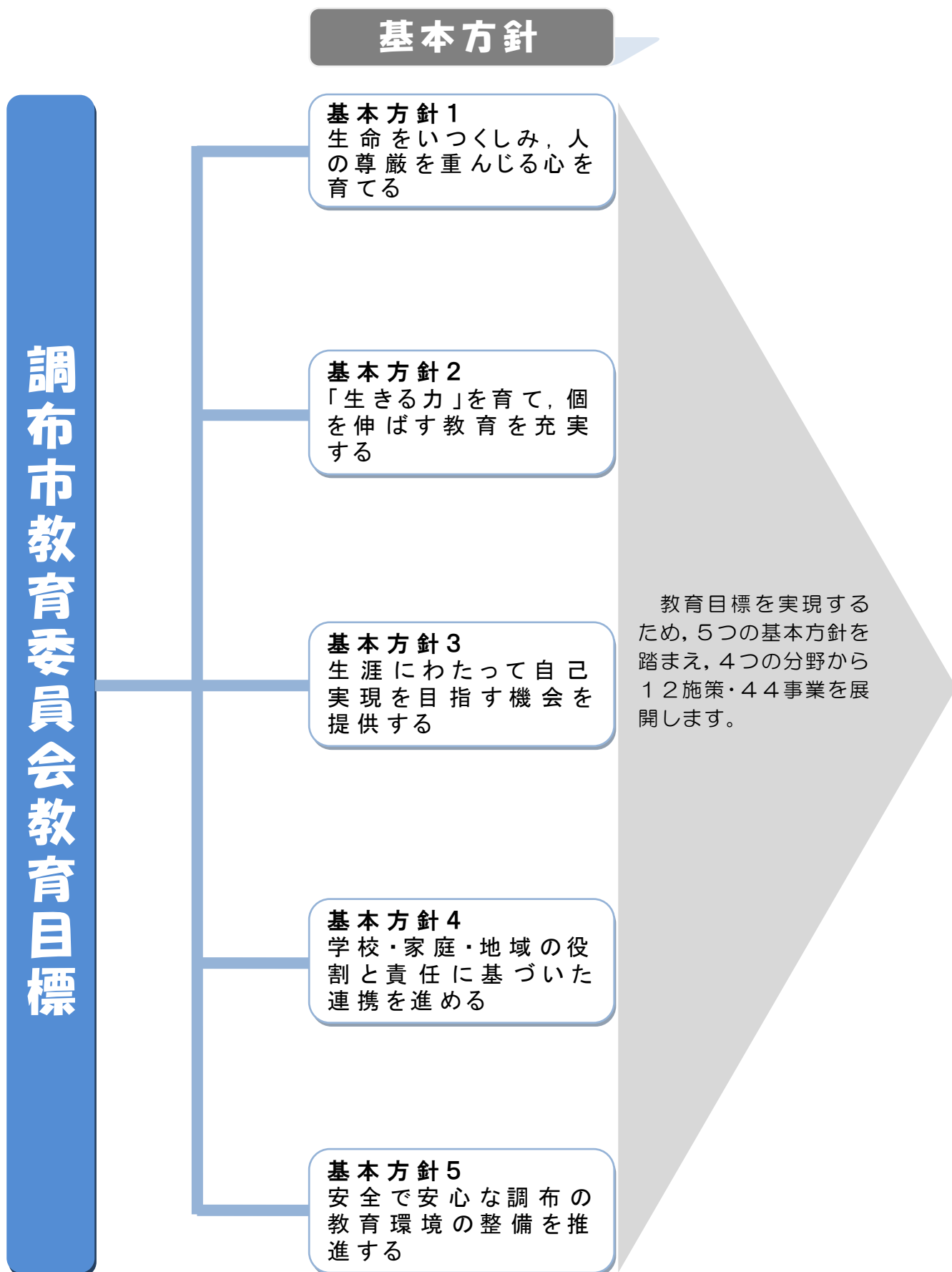
分野3 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域の役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。

分野4 生涯学習・社会教育

市民が生涯にわたって自己実現に向けた学習に取り組めるよう、学習活動を支援する施策を展開します。

調布市教育プラン体系図



分野

施策

主要事業

1 学校教育

～徳・知・体の調和のとれた成長と社会の変化に対応できる力の育成～

1 豊かな心の育成

2 確かな学力の育成

3 健やかな体の育成

- 1 命の教育活動の推進
- 2 人権教育の推進
- 3 道徳教育の推進
- 4 情報モラル教育^{*}の推進
- 5 体験活動の充実と支援

- 6 国際教育^{*}の推進
- 7 ICT機器の活用推進
- 8 少人数学習指導・習熟度別指導の推進
- 9 理数教育の推進
- 10 学校図書館の活用の推進

- 11 体力向上への支援
- 12 オリンピック教育の推進
- 13 学校における食育の推進

2 学校環境

～ソフト・ハード面からの学校教育支援～

4 安全・安心な学校づくりの推進

5 教職員の資質・能力の向上

6 魅力ある学校づくりの推進

7 個に応じた支援及び指導の充実

8 学校施設整備の推進

- 14 食物アレルギー対策の推進
- 15 安全教育の推進
- 16 防災教育の日の推進
- 17 通学路等の安全確保の推進
- 18 シックハウスに対する取組

- 19 指導力向上への取組
- 20 人権研修の推進

- 21 特色ある教育活動の推進
- 22 中学校学校選択制の実施

- 23 特別支援教育の推進
- 24 教育相談の充実
- 25 いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援

- 26 快適な教育環境の整備
- 27 老朽化・長寿命化対策の推進
- 28 避難所機能の充実

3 学校・家庭・地域の連携

～連携による学校教育支援・補完～

9 協働の学校づくり

10 青少年の育成

- 29 地域人材等を活用した教育支援
- 30 学校経営への支援
- 31 幼・保・小及び小・中連携の推進
- 32 学校アセスメントの充実
- 33 学校教育との連携事業の推進
- 34 家庭教育への支援

- 35 リーダー養成講習会の実施
- 36 児童・生徒の意見発表機会の提供
- 37 放課後遊び場対策事業（ユーフォー^{*}）の充実
- 38 青少年交流・体験事業の推進

4 生涯学習・社会教育

～市民の学習活動への支援～

11 学習機会の提供・学習活動の支援

12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

- 39 市民の読書・調査活動への支援
- 40 地域に根差した公民館活動の推進
- 41 市民、社会教育団体等の活動への支援
- 42 障害のある児童・生徒等の自立活動支援

- 43 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進
- 44 郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開

第2節 各施策について

教育目標を実現するため、12の施策と44の主要事業を展開します。

施策1 豊かな心の育成

〈施策のねらい〉

児童・生徒一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心の育成を図る。

〈背景〉

1 「命」の教育活動の推進

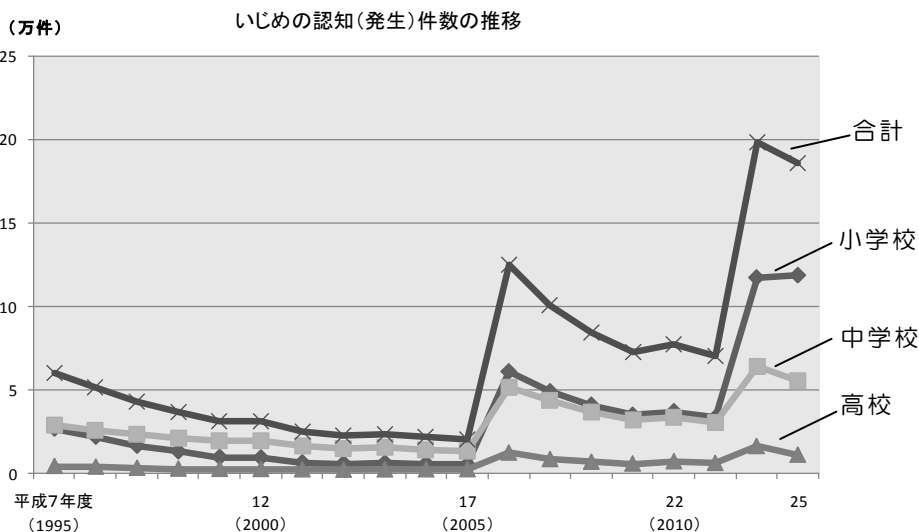
東日本大震災を受け、自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められています。また、平成24年12月に調布市で起きた食物アレルギー事故を風化させず、命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していく必要があります。

2 いじめ問題への対応

平成24年の全国的ないじめ問題の深刻化を受け、平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行されました。これを受け、調布市教育委員会では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントがあることを念頭に、平成26年2月に「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」を策定しました。今後もこの方針に基づき、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

3 道徳の教科化*

平成26年10月、中央教育審議会が「道徳教育の教科化」を文部科学相に答申しました。文科省は早ければ平成30年度からの教科化を目指しており、こうした動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成26年10月)

(注)1. いじめの定義は、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。

3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

〈主要事業〉

1 命の教育活動の推進

「命」の授業*の実施や「いのちと心の教育月間」*を通して自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

2 人権教育の推進

人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導を通して、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒の育成を推進します。

3 道徳教育の推進

年間指導計画に基づき、道徳の時間の授業を一層充実させるとともに、道徳地区公開講座の充実など、保護者・地域と連携した道徳教育の推進を図ります。

4 情報モラル教育の推進

携帯電話やインターネット等を使ったいじめなどの人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成を推進します。

5 体験活動の充実と支援

移動教室や臨海学園での宿泊を伴う体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通して規律を守る態度を養い、社会性や協調性を育てます。

〈主な取組〉

- ◇ 「命」の授業の実施
- ◇ 「いのちと心の教育」月間の実施
- ◇ 普通救命講習*、上級救命講習*や応急手当普及員講習*の実施
- ◇ 人権週間における取組の充実
- ◇ 道徳授業地区公開講座の充実
- ◇ セーフティ教室*の実施
- ◇ 宿泊を伴う体験学習の実施（移動教室、臨海学園、スキー教室、修学旅行）
- ◇ 中学生職場体験学習の実施
- ◇ 連合音楽会の実施
- ◇ 環境教育の推進



▲「命」の授業の様子



▲臨海学園の様子



▲救急救命講習会の様子

施策2 確かな学力の育成

〈施策のねらい〉

学習指導要領に沿った適正な教育課程を実施し、児童・生徒の確かな学力の育成を図ることで、社会の変化に対応できる生きる力を身に付ける。

〈背景〉

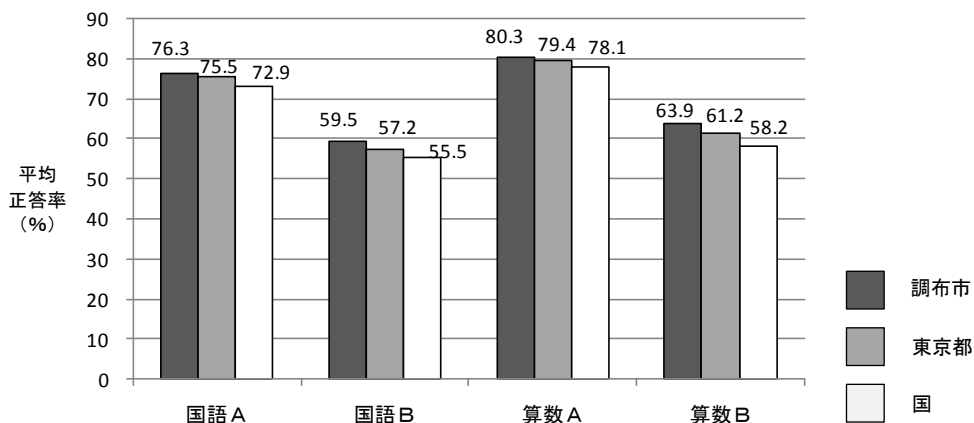
経済や社会のグローバル化が一層進展し、国際的な企業間競争の激化や、多国間の連携、国内外の人々との交流機会の増加など、多くの分野で国境を越えた活動が行われています。

また、情報化の急速な進展に伴う、インターネットや携帯電話をはじめとしたコミュニケーションの変容、産業構造の変化に伴う雇用形態の多様化や経済状況の悪化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

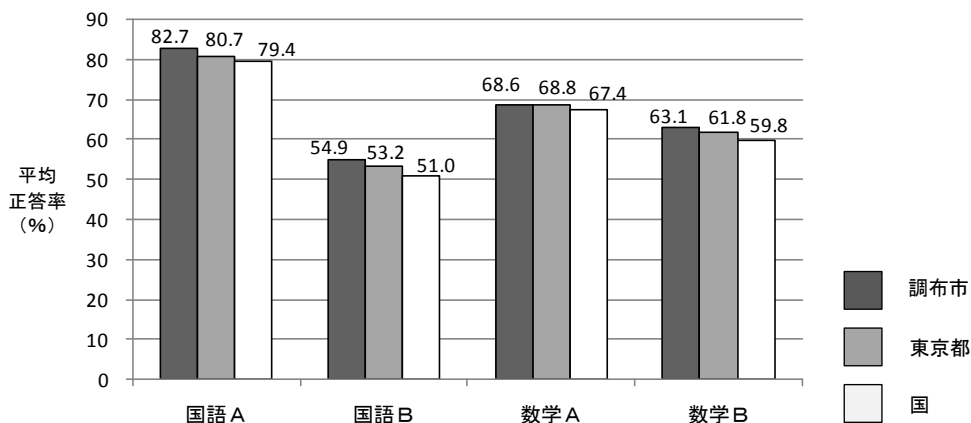
このような社会の変化に対応し、子どもたちが生きる力を身に付けていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図ることで、確かな学力を育成していく必要があります。

「全国学力・学習状況調査」調布市・東京都及び全国の結果(平成26年度)

小学校第6学年



中学校第3学年



(注) Aは主として「知識」に関する問題。Bは主として「活用」に関する問題。

(調布市教育委員会調べ)

〈主要事業〉

6 国際教育の推進

外国人英語指導講師（AET）を活用した授業の実施など、英語及び外国語活動の充実を通して、児童・生徒の国際感覚を養い、豊かなコミュニケーション能力の育成を図ることで、国際社会において主体的に行動できる力の養成を進めます。

7 ICT機器の活用推進

児童・生徒がICT機器を利活用していくための基本的な知識や適正な使用方法の習得を図ります。また、ICT機器を活用した魅力ある授業づくりを支援します。

8 少人数学習指導・習熟度別指導の推進

東京方式習熟度別指導ガイドライン[※]等に基づいた組織的な指導体制の充実を図るとともに、授業改善推進プラン[※]を踏まえ、少人数指導講師の配置や、調布市ステップアップワーク[※]の活用を推進し、一人一人の児童・生徒の個や習熟の程度に応じた指導の充実を図ります。

9 理数教育の推進

算数・数学や理科の授業の充実を図る指導体制を整備します。また、小学校低学年の算数では、調布市独自採用の少人数指導講師を配置することで、個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校高学年の理科では、理科支援員[※]を配置し観察・実験等の支援を行います。さらに、調布市科学センター[※]における講座内容の充実を図ります。

10 学校図書館の活用の推進

各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで、図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス[※]、本の読み聞かせを行い、学校図書館における学習活動や読書活動の支援を行います。また、学校図書館専門嘱託員には、資質・能力の向上のための研修を実施します。

〈主な取組〉

- ◇ 外国人英語指導講師を活用した授業の実施
- ◇ 少人数指導講師配置による支援
- ◇ 加配教員の配置による支援
- ◇ 調布市ステップアップワーク及び東京ベーシック・ドリル[※]等の活用
- ◇ 理科支援員の配置による支援
- ◇ 科学センターの運営
- ◇ 公立図書館と連携したレファレンスの実施
- ◇ 学校図書館専門嘱託員と司書教諭との連携による読書活動の推進
- ◇ 学校図書館支援センター機能の推進

施策3 健やかな体の育成

〈施策のねらい〉

健康の保持増進，体力の向上や規則正しい食習慣の定着等への取組を通じて，生きる力の柱となる健やかな体の育成を進める。

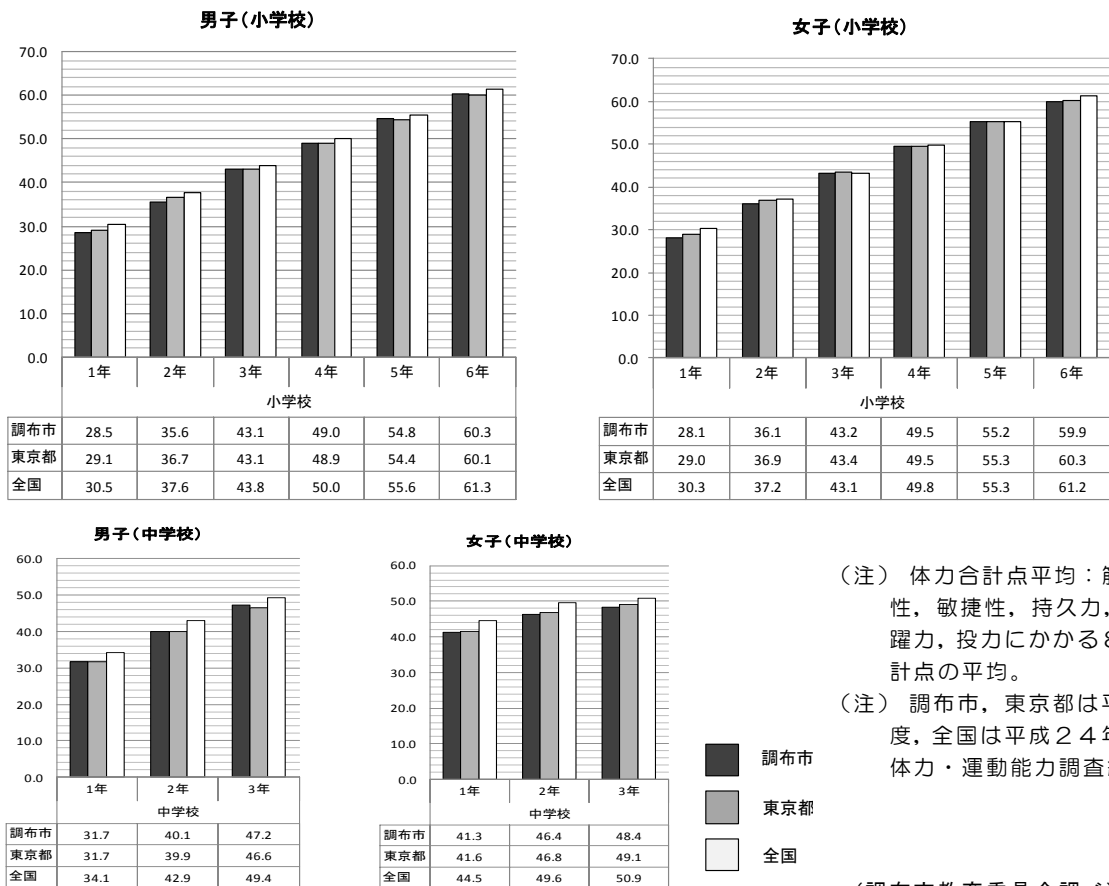
〈背景〉

子どもの体力・運動能力は，昭和60年頃をピークに低下傾向が続いています。体力は，人間のあらゆる活動の源であり，健康な生活を営む上で，また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており，人間の健全な発達・成長を支え，より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは，成長・発達に必要な体力を高めることはもとより，運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い，病気から身体を守る体力を強化し，より健康な状態をつくっていくことにつながります。

近年，偏った栄養摂取，朝食欠食といった食生活の乱れや，肥満・痩身傾向など，子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ，よく動き，よく眠る」（調和の取れた食事，適切な運動，十分な休養・睡眠）という健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身に付け，子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り，育て，働きかけていくことが必要とされています。

平成26年度東京都児童・生徒体力・運動能力等調査結果（体力合計点平均^注の比較）



〈主要事業〉

11 体力向上への支援

年間指導計画の改善や授業改善推進プランを推進し、コーディネーショントレーニング※を活用するなど、運動能力向上のための体育授業の充実を図ります。

また、全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都体カテストの結果を分析し、課題を明確にしたうえで、「一校一取組、一学級一実践」運動※の推奨など、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力の向上に努めます。

12 オリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピックの歴史、意義、理念、参加国の文化や歴史等の学習の推進を通して、児童・生徒の国際理解を深めます。また、多摩地区唯一の競技会場となることを生かすとともに、オリンピック・パラリンピアンとの直接的な交流を通して、児童・生徒の運動やスポーツへの関心や親しみを、一層高めます。

13 学校における食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成し、食育を推進します。

〈主な取組〉

- ◇ 一校一取組、一学級一実践の取組の実施
- ◇ 中学生の東京駅伝への参加
- ◇ アスリートによる「一日校長先生」事業※の実施
- ◇ オリンピック・パラリンピック教育推進校※における取組の充実
- ◇ 食育推進事業（親子料理教室等）の実施
- ◇ 学校給食への地場農産物の活用推進
- ◇ 小児生活習慣病の予防

食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食といった食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした問題を解決する重要な役割を果たすのが食育です。成長期の子どもに対する食育は、子どもたちが一生にわたって健やかに生きていくことができるよう、その基礎をつくるために行われるものです。調布市教育委員会では、児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けることができるよう、様々な取組を行っています。



▲親子料理教室の様子



▲青空弁当教室の様子



▲世界各国の料理を提供

施策4 安全・安心な学校づくりの推進

〈施策のねらい〉

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを進める。

〈背景〉

近年、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故や東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、さらに、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件が発生するなど、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。

また、平成24年12月には、調布市立学校における食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも、食物アレルギー事故の再発防止に向けた取組を徹底し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。



▲平成26年度調布市防災教育の日の様子
(防災用ヘルメットを活用した訓練)



▲スクールガード講習会（学校への不審者侵入対策訓練）の様子

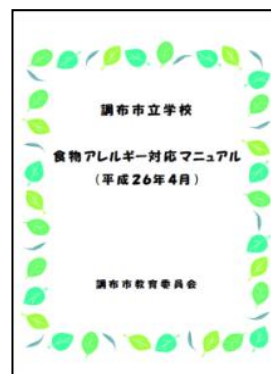
食

食物アレルギー対応マニュアルに基づく除去対応

全ての児童・生徒が同じように給食を楽しめることや、学校給食での食物アレルギー事故の再発防止を目的としてガイドラインを補足し、市立学校における年間を通した対応の流れや、除去食等の提供に関する具体的な手順等を明示しました。



- ・原因食物を入れる前に別鍋に取り分け調理
- ・除去食用の色分け食器に盛り付け
- ・対応カードを使用し、複数の目で確認
- ・除去食の有無・内容は、対応献立表、対応カードを必ず確認
- ・一食盛りが出来ない場合は一番先に配膳
- ・食物アレルギーのある児童は色分けトレイを使用



▲調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル
(平成26年4月)

〈主要事業〉

14 食物アレルギー対策の推進

学校給食では、医師の診断に基づき、給食施設、食物アレルギーのある児童・生徒の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供するなど、学校での食物アレルギー対策を進めます。

15 安全教育の推進

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」*の活用などを通して、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

16 防災教育の日の推進

避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練などの防災教育の日の取組を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動様式の習得を図ります。また、各小・中学校の震災時対応シミュレーション*の検証を行うことで、課題を明確にし、より効果的な震災時対応に備えます。

17 通学路等の安全確保の推進

通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童交通見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、防犯カメラの設置を検討するほか、保護者・地域との連携によって通学路の安全対策を図ります。また、子ども達が不審者等から声かけ等をされた際の駆け込み場所として実施している「こどもの家」については、引き続き普及啓発を行い、当事業を推進していきます。

18 シックハウスに対する取組

室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、継続的にシックハウス対策を講じ、情報収集に努めることにより、安全・安心な学習環境を提供します。

〈主な取組〉

- ◇ 給食室内のアレルギー対応専用スペースの確保
- ◇ 調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルに基づく取組推進
- ◇ 慈恵第三病院アナフィラキシー対応ホットライン*の運用
- ◇ 緊急時の連絡手段の確保（PHS 電話全校配備）
- ◇ セーフティ教室の実施
- ◇ 市立小・中学校全校一斉に防災訓練を実施
- ◇ 児童交通見守り員の配置
- ◇ こどもの家の充実
- ◇ スクールガード講習会の実施
- ◇ 学校環境衛生定期検査の実施
- ◇ 調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会の実施

施策5 教職員の資質・能力の向上

〈施策のねらい〉

児童・生徒の確かな学力，豊かな心，健やかな体を育成するために，「生きる力」を育む教育を推進し，教職員の資質・能力の一層の向上に努める。

〈背景〉

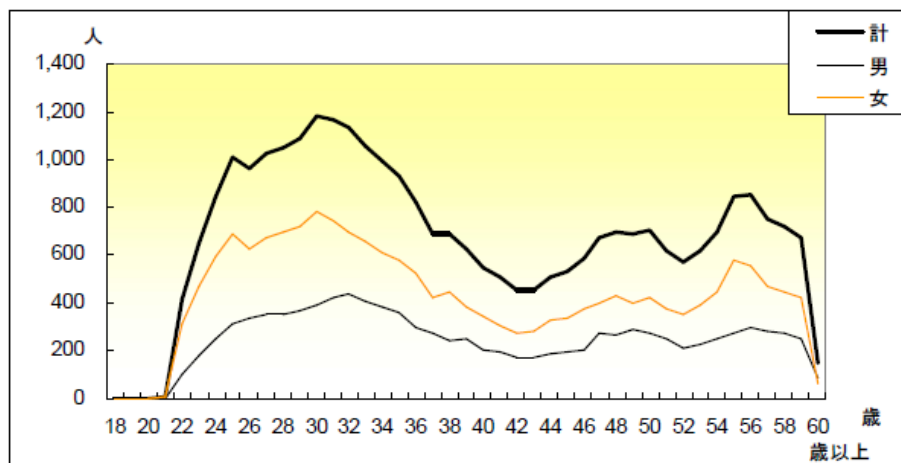
児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるためには，「授業の質」を高めることが重要です。また，児童・生徒を取り巻く社会の急速な変化に伴い，教育課題も多様化しています。教職員には，児童・生徒の「生きる力」を育むための指導力や，様々な課題に対応できる資質の向上が求められております。

さらに，調布市では平成24年度に「教員による児童への暴言等による不適切な指導」が発覚し，再発防止と共に教員の人権感覚の一層の向上が求められています。

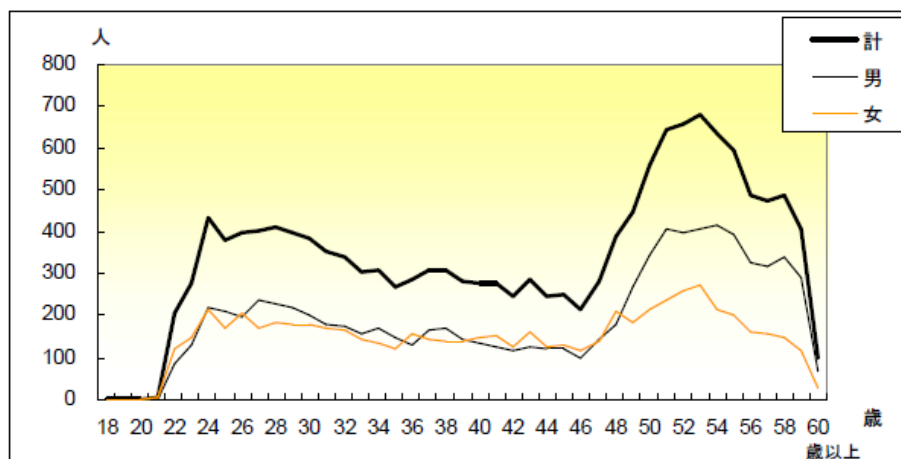
また，近年，調布市においては若手教員や経験の浅い教員が増加していることもあり，教職員一人一人の経験年数に応じた研修を推進していくことが必要です。

東京都における教員の年齢別構成
(平成25年5月1日現在)

小学校



中学校



出典：平成25年度公立学校統計調査報告書「学校調査編」

〈主要事業〉

19 指導力向上への取組

初任者研修，2・3年次教員研修，10年経験者研修等の経験年数に応じた研修を行うほか，主任教諭，特別支援学級担任等の職に応じた研修，教科別・課題別研修等を通して，教員の指導力の向上を図ります。

また，東京教師道場や教育研究員などのリーダー養成研修を通して，教科等の専門性を一層高めるとともに，他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨きます。

さらに，校内におけるOJT研修の充実を図ることで，一人一人の教員の能力に応じた指導を推進することや，教師養成塾生及び教職大学院生に対する教員からの指導・助言を日常的に行ったり，研究授業への指導・助言を行ったりすることで，相互の指導力の向上を図ります。研究推進校や校内研究では，学校が当面する課題や学校の教育目標等に関わる研究主題を設定し，意図的・計画的に課題に取り組み，その研究成果を日常の教育活動に生かして参ります。

その他に，調布市授業力向上推進講師*の推薦と学校への派遣による指導を実施するほか，教育経営研究室の専門研究員による初任者教員への巡回指導を行うなど，教員の指導力の向上に努めます。

20 人権研修の推進

人権教育推進委員会において，研究授業の公開や人権教育ニュース等の啓発資料の作成を通して，教職員の人権意識のさらなる高揚を図ります。

また，東京都教職員研修センターの「体罰防止・人権教育研修」を，人権教育推進委員に伝達講習として受講させ，各校の校内研修に生かすよう取り組んで参ります。

さらに，初任者研修や各職層に応じた研修において，いじめや体罰，不適切な指導・暴言等の根絶に向けた教員の人権意識のさらなる高揚を図るための取組を充実させます。

7月と12月の服務事故防止月間における校内研修では，体罰の根絶に向けた取組を実施していきます。

〈主な取組〉

- ◇ 職層・経験年数別研修の実施
- ◇ 夏季教科別研修・課題別研修の実施
- ◇ 調布市授業力向上推進講師の学校派遣
- ◇ 授業改善推進プランやベーシック・プランの作成と活用
- ◇ ICT活用研修の実施
- ◇ 教育経営研究室専門研究員による初任者教員への巡回指導の実施
- ◇ 服務事故防止月間における校内研修の充実
- ◇ 体罰防止研修の実施



▲若手教員研修（2年次）の様子



▲夏季合同研修「道徳」の様子



▲体力向上推進委員会の様子

施策6 魅力ある学校づくりの推進

〈施策のねらい〉

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施することにより、豊かで魅力ある学校づくりを推進する。

〈背景〉

児童・生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、心豊かでたくましく生きる力を育むためには、学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し特色ある学校づくりに取り組むことが必要です。

学校が、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校経営ができるよう、支援することが求められています。

学校を選んだ理由(学校を選ぶ理由)

内容	学校を選んだ理由(学校を選ぶ理由)※複数回答可											
	中学2年生と保護者			中学2年生と保護者 (市立中学校在学者)			中学2年生と保護者 (市立中学校選択入学者)			小学5年生の保護者		
	件数 (件)	割合	回答 上位	件数 (件)	割合	回答 上位	件数 (件)	割合	回答 上位	件数 (件)	割合	回答 上位
1 学校の教育目標・方針	180	7.7%	⑤	85	4.5%		5	2.8%		183	9.2%	
2 特色ある教育活動	83	3.5%		29	1.5%		5	2.8%		187	9.4%	④
3 授業や行事の内容	147	6.3%		87	4.6%		10	5.6%	⑤	292	14.7%	②
4 施設や設備の状況	75	3.2%		38	2.0%		2	1.1%		162	8.1%	
5 通学距離・時間、交通の利便性	651	27.7%	①	578	30.3%	①	30	16.9%	③	364	18.3%	①
6 学校の規模(学級数・生徒数など)	121	5.2%		111	5.8%	⑤	26	14.6%	④	85	4.3%	
7 部活動の状況	293	12.5%	③	261	13.7%	③	37	20.8%	②	263	13.2%	③
8 卒業生の進学状況	84	3.6%		31	1.6%		3	1.7%		144	7.2%	
9 友人関係	356	15.2%	②	350	18.3%	②	40	22.5%	①	187	9.4%	④
10 親や親族の出身校	88	3.7%		78	4.1%		7	3.9%		9	0.5%	
11 兄弟在籍(卒業した)学校	214	9.1%	④	209	10.9%	④	8	4.5%		85	4.3%	
12 その他	57	2.4%		53	2.8%		5	2.8%		28	1.4%	
合計	2,349	100%		1,910	100%		178	100%		1,989	100%	

【出典：調布市教育委員会「中学校の学校選択制に関するアンケート 平成23年度実施」】

(注) 設問：【中2】入学に際しては、どのような理由で中学校を選びましたか。また、どのような情報がもっとあれば良かったと思いますか。(3つまで複数回答可。)【小5】入学に際しては、どのような理由で中学校を選びたいと思いますか。また、特にどのような情報が多くあることを希望しますか。

(注) 調査対象者：平成23年4月7日現在、中学校2年に在学している生徒及び保護者で市内在住者全員と、小学校5年生の在学者のうち、学校ごとに無作為抽出した1クラスの保護者へ実施。(市内在住の国立、都立、私立学校在学者含む。)

〈主要事業〉

21 特色ある教育活動の推進

外部指導員の活用による部活動への支援，ゲストティーチャー※や学校協力員※を活用した教育活動，地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動などを通して，児童・生徒が豊かな人間性を培い，生き生きとした学校生活を送ることができるよう，地域に開かれた学校づくりを目指します。

また，交付金の活用や，特色ある活動を掲載した学校案内の作成によるPRなどにより，学校の地域の特性を生かした取組を推進します。



▲FC東京サッカー教室の様子



▲箏（こと）体験の様子



▲野川クリーン作戦の様子

22 中学校学校選択制の実施

児童が自分の個性等にあった中学校を自ら選択することによって，自立心の成長を促し，それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。

中

学校学校選択制

調布市立小・中学校に入学する場合，通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められています。学校選択制は，学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば，受入れ予定人数の範囲内で入学できるようにする制度です。

児童が自分の個性等にあった中学校を自ら選択することによって，自立心の成長を促し，それぞれの個性や可能性をさらに伸ばすとともに，特色ある学校づくりと開かれた学校づくりの促進を図ることを目的としています。

ただし，調布市立中学校においては，生徒数が増加傾向にあり，選択希望者の数も増加していることから，中学校によっては，施設面で受入れが困難となり，必ずしも希望する中学校への入学ができない場合も出てきています。

また，年によって，選択希望校に大きな偏りが見られるなどの課題も生じています。

〈主な取組〉

- ◇ 外部指導員の活用等による部活動への支援の充実
- ◇ ゲストティーチャー，学校協力員の活用
- ◇ 特色ある教育活動として児童・生徒のボランティア活動の実施
- ◇ 中学校学校選択制の案内を対象者へ年2回（9月，11月）配付
- ◇ 小学生向けの中学校案内（学校紹介・学校公開日・部活動紹介）を対象者へ配付

施策7 個に応じた支援及び指導の充実

〈施策のねらい〉

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、個に応じた支援及び指導の充実を図る。

〈背景〉

1 特別支援教育

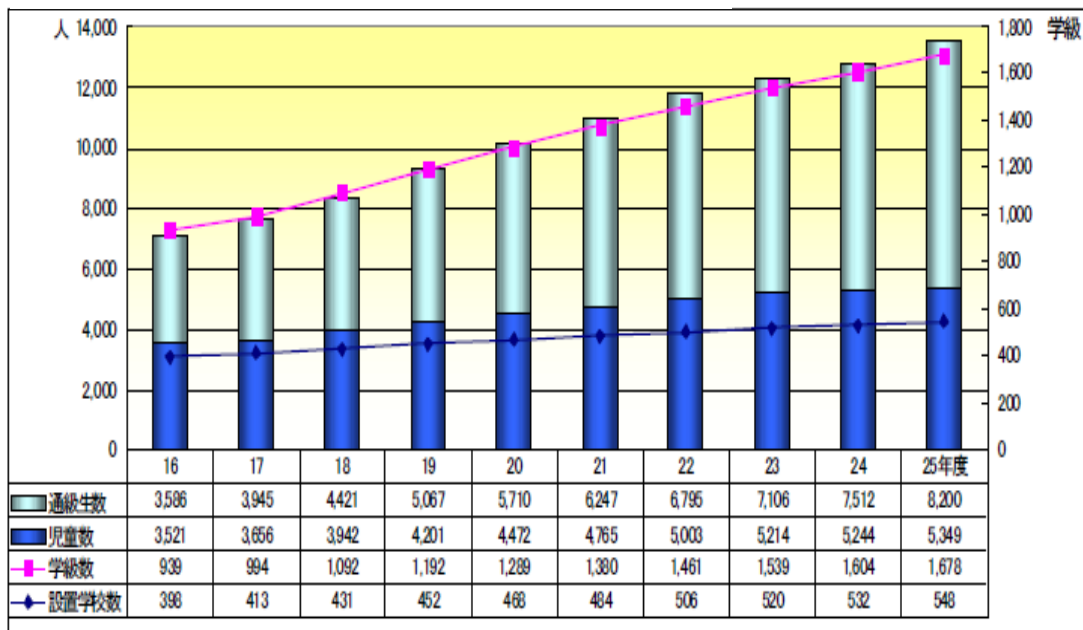
平成22年11月、東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画」を策定しました。これに基づき、調布市では、「調布市特別支援教育全体計画」を平成25年3月に策定し、子ども一人一人を本当に大切にする教育の実現に向けて計画を推進しています。

また、通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒*の数が増加しており、組織的な校内体制の充実や人的支援、教員や保護者、地域への障害に対する理解啓発など、さらなる支援の充実が必要です。

2 不登校児童・生徒等への支援

不登校状態にある児童・生徒数は、全国では横ばいから微増傾向にあるものの、調布市においては増加傾向にあり、その要因や背景も多様化、複合化の傾向にあります。不登校数を減らし、全ての児童・生徒が楽しい学校生活を送るためには、不登校の「未然防止」と「初期対応」について、子ども一人一人の実状に合わせてきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

東京都の特別支援学級数等の推移(小学校)



(出典：平成25年度公立学校統計調査報告書「学校調査編」(東京教育委員会) 抜粋)

- (注) 1 通級生とは特別支援学級で授業の一部を受けているが、当該特別支援学級には学籍がなく同一校又は他校の通常の学級に学籍がある児童・生徒をいう。
2 学級数には通級指導学級を含む。

〈主要事業〉

23 特別支援教育の推進

特別な支援が必要な児童・生徒[※]一人一人の能力を最大限伸ばすため、個別の教育支援計画[※]及び個別指導計画[※]の作成、スクールサポーター[※]の活用、専門家チームによる巡回相談の実施、情緒障害等通級指導学級担任による巡回指導の実施等、全ての学校で特別支援教育を推進します。

24 教育相談の充実

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、心理・教育等の専門的な立場から支援します。

25 いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援

いじめ、虐待、不登校等については、スクールカウンセラー[※]の活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、早期発見や予防を行うとともに、文部科学省の問題行動調査やふれあい月間等を通じて、実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

不登校児童・生徒に対して、小集団での学習・活動の場を通じて対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー[※]を活用し、学校・家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた支援を進めます。

〈主な取組〉

- ◇ 特別支援教育の推進に関わる研修会の実施
- ◇ 特別支援教育推進委員会の実施
- ◇ 特別支援学校及び調布市子ども発達センター等関係機関との連携
- ◇ 特別支援教育の専門家による巡回相談の実施
- ◇ 特別支援教育に関わる保護者向けの啓発リーフレットの作成・配布
- ◇ 日本語指導教室の実施
- ◇ 心理専門職による面接相談やプレイセラピー[※]の実施
- ◇ 就学相談の実施及び関係機関と連携した「就学等検討委員会」の運営
- ◇ 相談員のスキルアップ研修の実施
- ◇ 問題行動調査やふれあい月間における取組による実態把握と傾向分析
- ◇ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携
- ◇ 「不登校プロジェクト（SWITCH）」[※]の実施
- ◇ メンタルフレンド[※]の派遣
- ◇ テラコヤスイッチ[※]の実施
- ◇ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ◇ 適応指導教室「太陽の子」[※]、通級指導学級「七中相談学級」[※]の運営
- ◇ 学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施

施策8 学校施設整備の推進

〈施策のねらい〉

だれもが安全・安心に利用することができるよう、施設の整備を進める。

〈背景〉

社会の少子高齢化の流れに反して、教育人口のさらなる増加が見込まれるとともに、学校施設の老朽化が進む調布市にあって、子どもの就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備、老朽化の進む施設を安全・安心の観点から見直し、的確に整備を進めることが求められています。

また、学校は子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、災害時には避難場所となるため、避難所としての機能の充実も推進していく必要があります。

〈校舎の増築〉



▲上ノ原小学校



▲調和小学校



▲第五中学校

〈マンホールトイレ^注の整備(染地小学校)〉



▲汚水柵 (小型のマンホール)



▲汚水柵が並んでいる様子

(注)マンホールの上に、組み立て式の簡易トイレを設置し、使用します。

〈主要事業〉

26 快適な教育環境の整備

児童・生徒数の増加に伴う不足教室への対応、非構造部材^{*}の耐震化、校庭の芝生化、特別教室の空調の整備など、学習環境の整備、施設の安全対策、学校環境の改善を推進し、快適な環境の確保に努めます。

27 老朽化・長寿命化対策の推進

計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査などを踏まえ、施設の建替えや長寿命化など、中・長期的な計画の策定を進めます。

また、緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めます。

28 避難所機能の充実

東日本大震災を受け、災害時に地域住民等が応急的に避難する役割を担う、避難所としての学校施設の重要性が高まっています。だれもが安全・安心に利用することができるよう施設を整備し、避難所機能の充実を進めます。

〈主な取組〉

- ◇ 校舎の増改築、非構造部材の耐震化、水飲栓の直結給水化
- ◇ 校庭の芝生化、空調設備の整備
- ◇ 維持保全工事の実施、耐久性調査の実施
- ◇ 避難所機能強化工事の実施、バリアフリーに配慮した施設整備の推進



▲だれでも使いやすいトイレ（多目的トイレ^注）の整備
（左写真）

（注）車いす使用者が利用できる広さや手すり、おむつ替えシート、ベビーチェア等を備えた、多様な方が利用可能なトイレです。

校庭の芝生化

学校に芝生のスペースを設置することで、児童・生徒の日常的な運動量が増加し、たくましく健康な体を育むことができるほか、理科教育・環境教育面での体験的な学びの機会が増加します。また、芝生の維持管理は児童・生徒、保護者、地域の方々が協働で実施しており、芝生の活用と維持管理を通して、地域と学校のきずなが深まり、地域の力を取り込んだ学校の活性化につながります。

さらには、ヒートアイランド対策や緑化対策にもつながり、平成25年度時点で市内小・中学校のうち8校の芝生化が完了しています。



【写真】：調布市立調和小学校
（平成24年度芝生化）

施策9 協働の学校づくり

〈施策のねらい〉

学校を取り巻く地域や家庭、関係機関との連携を図り、地域に根差した学校経営の支援体制の強化を図る。

〈背景〉

家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力を努めることが求められています。

文部科学省においては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※を推進しており、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築の重要性が指摘されています。

学校・家庭・地域の三者それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いの意見を交換し合いながら、積極的に教育に参加することができるよう、地域に根差した学校経営の支援を推進する必要があります。

学校支援地域本部

「学校支援地域本部」とは、学校と地域の人材等が組織的に結び付き、学校教育に参画できるよう体制を整備した取組です。

地域の優れた人材をゲストティーチャーとして学校にお迎えするなど、学校教育を地域が支援する体制づくりに取り組んでいます。

平成26年度には調布市立滝坂小学校に市内5校目の学校地域支援本部を設置しました。

年度	設置校
平成22年度	調布市立第八中学校
平成23年度	調布市立深大寺小学校
平成24年度	調布市立若葉小学校
平成25年度	調布市立国領小学校
平成26年度	調布市立滝坂小学校

▲調布市立小・中学校における支援地域本部の設置状況
（平成26年10月1日現在）



▲地域人材を活用した活動の様子

〈主要事業〉

29 地域人材等を活用した教育支援

学校支援地域本部の活用や、地域人材を活用した支援体制の構築を図り、地域に開かれた教育活動を推進します。

30 学校経営への支援

副校長や教員の負担軽減を図り、学校経営の支援体制を新たに構築することで、これまで困難を極めている学校経営への支援を推進します。

31 幼・保・小及び小・中連携の推進

就学前の教育や保育を小学校にスムーズにつなげ、小学校入学後の児童が学校生活を不安なく過ごせるよう、幼稚園・保育園・小学校間の連携を進めます。

また、小・中学校の接続や指導の一貫性を意識した授業づくりの視点に立ち、小学校から中学校への移行を円滑にし、効果的な教育活動が行えるよう、小学校と中学校の連携の充実を図ります。

32 学校アセスメントの充実

学校関係者による評価^{*}の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を深め、学校経営の改善につなげます。

33 学校教育との連携事業の推進

郷土博物館内での授業、博物館学芸員による出前授業、収蔵資料の貸出し等の実施等、博物館と学校との連携を通じて、子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう、郷土学習の取組を推進します。

34 家庭教育への支援

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成などの支援を行います。

また、社会教育及び家庭教育に関するさまざまな情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、社会教育及び家庭教育に関して興味、関心を持ってもらうとともに、公民館では子育て支援のための家庭教育事業を実施するなど地域や家庭の教育力の向上を図ります。

〈主な取組〉

- ◇ 学校支援地域本部の設置推進
- ◇ 学校経営支援員の配置推進
- ◇ 幼・保・小連携検討会議、小・中連携推進協議会の開催
- ◇ 学校評議員制度、学校関係者評価、学校第三者評価の実施
- ◇ 博物館資料を活用した学習機会の提供
- ◇ 家庭教育セミナーの実施
- ◇ 社会教育情報紙「コラボ」の発行

施策10 青少年の育成

〈施策のねらい〉

青少年同士の交流を通じて社会性を身につけ、青少年の健全育成を図る。

〈背景〉

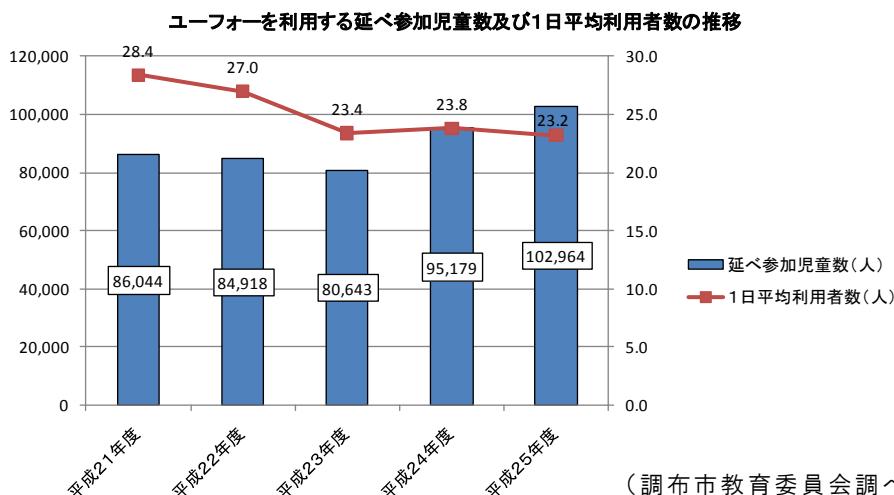
1 放課後の安全な遊び場・居場所の確保

調布市では、平成24年度に市内全小学校でユーフォーを開設したことにより、これまで目標としてきた「ユーフォーの全校実施」が達成され、学童クラブと併せて安定的な放課後対策を実施してきました。しかし、児童福祉法の改正による学童クラブの対象学年の拡大や学童クラブとユーフォーの効果的な運営等、放課後の安全な遊び場・居場所を確保するうえで対応すべき課題が顕在化してきました。そのような課題に対応するため「小学校内にあるユーフォーと学童クラブ分室については同一事業者運営委託することで、サービスの拡充を図るとともに、これまでの両事業の特性を生かし、より連携し、充実した放課後対策を図る」という方向性が決定しました。

また、平成26年6月に国において策定された「放課後子ども総合プラン」では、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室（ユーフォー）の計画的な整備等を進めることが掲げられており、更なる放課後の安全な遊び場や居場所の確保が求められています。

2 地域で活躍できる青少年の育成

調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー講習会を実施し、地域で活躍できる青少年の育成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内のリーダーグループを立ち上げるなど、青少年育成に携わる熱い思いは脈々と続いております。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の育成について、学校、地域、行政が一体となった取組を推進していく必要があります。



〈主要事業〉

35 リーダー養成講習会の実施

各種リーダー講習会やレクリエーション講習会を通して、地域で活躍できる青少年の人材を育成し、将来の地域のリーダーを養成することで、学びの循環により、もって青少年の健全育成を図ります。

36 児童・生徒の意見発表機会の提供

自由で夢のある意見表明の機会を提供するとともに、学校の枠を超え、各校の児童、生徒同士で意見交換し交流する場を提供します。また、活動を通して、地域社会の一員として、まちづくりへの参加意識を高めます。

37 放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の充実

市内小学校の児童に対し、放課後の学校施設を利用して安全な遊び場・居場所を提供し、異なる年齢の児童間の交流等、遊びを通して社会性や創造性を養うことで、青少年の健全育成を図ります。平成27年度からはユーフォーと学童クラブの連携により、効果的・効率的な運営を実施する予定です。

38 青少年交流・体験事業の推進

青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士やサークルの交流を通して、社会性を身に付け、もって青少年の育成を図ります。また公民館では青少年の学習活動を支援するための機会や場の提供をします。

〈主な取組〉

- ◇ ジュニアサブリーダー※・ジュニアリーダー※・シニアリーダー※講習会の実施
- ◇ レクリエーション講習会の実施
- ◇ 調布っ子夢会議※の運営
- ◇ 放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の推進
- ◇ 青少年交流館※の運営
- ◇ 青少年ステーションCAPS※との交流事業の実施
- ◇ 公民館青少年教育事業の推進



▲ユーフォーの遊びの様子



▲リーダー講習会「レクの集い」の様子

施策11 学習機会の提供・学習活動の支援

〈施策のねらい〉

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動への支援を行うことで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図る。

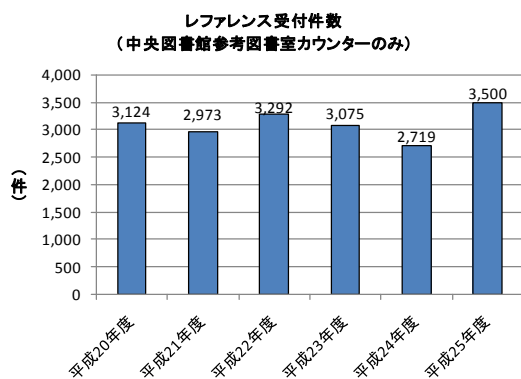
〈背景〉

市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題は複雑化しています。また、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。こうした生活環境の変化や課題に対応するためには、図書館や公民館といった社会教育施設を中心に、市民生活や文化を高揚させる学びの拠点としての機能を充実させ、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。



図書館のレファレンスサービス

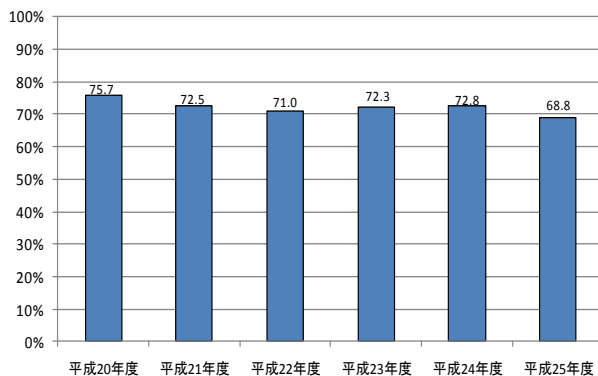
レファレンスサービス*とは、利用者の調査・研究活動を援助し、利用者の情報アクセスを多様な方法で支援するサービスです。そのため図書館では信頼できる情報源をそろえ、情報を探しやすくする環境を整備しています。暮らしや地域に役立つ図書館として、調べものの相談を市立図書館各館の窓口で受付けています。なお、過去の主な質問と回答は、レファレンス回答事例として図書館ホームページで公開しています。



図書館レファレンスサービス等の様子

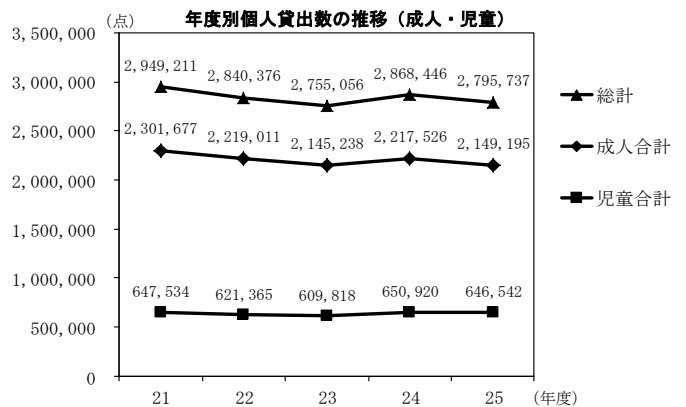


■ 公民館や図書館の満足度



(出典：調布市民意識調査)

■ 調布市立図書館における貸出数の推移について



(出典：『数字で見る図書館活動』平成25年度版)

〈主要事業〉

39 市民の読書・調査活動への支援

図書館資料の収集・提供をはじめ、調査研究のアドバイス等を行うことで、読書・調査活動をはじめとした学習活動を支援します。

また、利用の障害をなくし、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などを実施します。

40 地域に根差した公民館活動の推進

学習機会や活動場所の提供、公民館での学習活動の支援を通じて、市民相互の学び合いを活性化させるとともに、地域の交流を促進し、地域の活性化に資するよう多様な公民館活動を推進します。

41 市民、社会教育団体等の活動への支援

市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、社会教育関係団体の活動を支援することにより、共同学習・相互学習の活性化を図るなど、学び育ち合う社会教育の振興を図ります。

42 障害のある児童・生徒等の自立活動支援

障害のある方を対象に様々な社会活動や体験活動の機会を提供することで、集団行動や他人との関わり方などの社会性を学び、自立性の向上支援を行います。

〈主な取組〉

- ◇ レファレンスサービスの充実
- ◇ 図書館ハンディキャップサービス※の充実
- ◇ 地域資料のデジタル化の推進
- ◇ 地域文化祭の開催
- ◇ 公民館国際理解講座・公民館成人教育事業、市民文化教室などの事業・講座の実施
- ◇ 講演会・展示会等の開催
- ◇ 3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援
- ◇ 公民館登録団体の育成・支援、地域参加の促進・充実
- ◇ 学習グループサポートの実施
- ◇ 学校施設の開放による市民のスポーツ・リクリエーション活動支援
- ◇ 社会教育関係団体への支援
- ◇ 「遊ing※」、「杉の木青年教室※」、「のびのびサークル※」事業の実施



▲地域文化祭の様子



▲公民館講座の様子



▲「遊ing」の様子

施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

〈施策のねらい〉

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育む。

〈背景〉

1 文化財等の保存と活用

現在、各地の史跡や文化財群が世界遺産に登録されたこと等に刺激を受け「地域ゆかりの文化財の保存」に加え、観光資源でもある「国民共有の財産としての活用」が、国全体のキーワードとなっています。調布市においても、国登録文化財真木家住宅について、建物とともに隣接する公園等との一体的な活用に向けた検討をしていく必要があります。

市内に残る文化財は、所有者や関係する団体などと協働し、一度失われると取り返しのつかない貴重な遺産であることを強く認識しつつ、有形・無形の歴史・文化遺産の適切な保護と活用に取り組んでいく必要があります。

2 地域ゆかりの歴史・文化遺産等の活用と継承

郷土博物館では、展示や講座・講演会・見学会、子どもはくぶつかん（子ども向けの体験教室）等の事業実施により、市民に地域ゆかりの歴史や文化遺産に触れる機会を提供しています。深大寺水車館では、水車の公開・活用によって、郷土の伝統文化を継承しています。

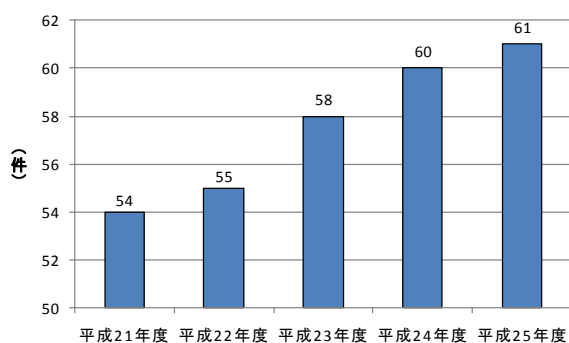
地域ゆかりの歴史・文化遺産への関心をより高めていくため、事業内容の充実や学校教育との連携により事業機会の拡大を図る必要があります。

3 武者小路実篤を核とした地域ゆかりの歴史文化・資源の保存と継承

武者小路実篤記念館では、明治から昭和にかけて文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介しています。「実篤・白樺派・新しき村」に関する資料収集、収蔵品の展示や多彩な普及事業、収蔵品のデータベースによる情報提供、調査研究、レファレンス（資料相談、資料閲覧等）を行っています。

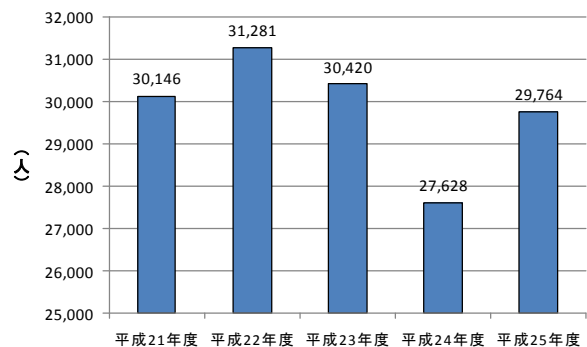
市内の小・中学校、高等学校、大学や社会教育施設との連携事業を実施するなど、新たな利用者獲得に向けた魅力の創出を図る必要があります。

調布市における歴史・文化遺産の数



（注）内訳：国指定4件，都指定2件，市指定53件，国登録2件（平成26年3月31日現在）

武者小路実篤記念館の来館者数の推移



（調布市教育委員会調べ）

〈主要事業〉

43 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進

文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を図り、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。

44 郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開

郷土の歴史・文化遺産と武者小路実篤の文化・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、その成果を展示し、講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。

郷土博物館においては、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について、展示・普及事業を推進します。また、郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し、後世に継承していきます。

武者小路実篤記念館においては、実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに、市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって、良質な文化に触れ、豊かな心を育み、郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

〈主な取組〉

- ◇ 国史跡下布田遺跡※の保存用地の取得と整備・活用
- ◇ 国史跡深大寺城跡※の整備・活用の検討
- ◇ 国登録文化財真木家住宅の保存・管理
- ◇ 郷土芸能の保存と後継者育成への支援
- ◇ 深大寺地区を対象にした地域住民が中心となった文化遺産などの地域資源の活用の推進
- ◇ 郷土の歴史・文化遺産を核とした展示・普及事業の推進
- ◇ 郷土の歴史・文化遺産に関する資料の調査・研究と収集・保存
- ◇ 郷土の歴史・文化遺産に関する学習機会についての情報発信
- ◇ 郷土の歴史や伝統文化について学習活動を行っている市民や市民団体への支援
- ◇ 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開
- ◇ 武者小路実篤記念館収蔵資料の整備と保存



▲深大寺水車館でのそば挽き体験の様子



▲「実篤に挑戦!～筆と墨で絵をかこう～」の様子

